

(陳受28第47号)

宮本小路に面する保育園設置見直しに関する陳情

受理年月日	平成28年8月30日
陳情者	吉祥寺東町1-16 原利子 ほか2名

陳情の要旨

吉祥寺東町一、二丁目は、1996年末の、女子大通りと宮本小路の交差点南西角の隅切り陳情以来、車の過剰な通行量やスピードは、東町住民の関心事です。1998年6月東十一小路の交通規制を求める陳情への協力が、吉祥寺東コミュニティ協議会に持ち込まれてからでも18年、生活道路の抜け道化対策を求め、コミュニティは地域課題と認識して、まちづくり推進課、交通対策課、道路課、武蔵野警察交通課とも、協議を重ねてきました。

しかしながら、1999年暮れのイメージハンプや、2003年「人にやさしいみちづくり」整備を重ねても、効果の維持は、東十一小路のウマと見張りに頼るなど、抜本的な解決はなく、いまだに危険な状況であると地域は認識しています。宮本小路に関しては、たびたびの担当課の交通量調査や、警察の交通課との話し合いでも、現状では対策案がないということで、後回しにせざるを得ませんでした。宮本小路の交通量は、7時から8時半に集中するのが特徴ですが、東町住民は吉祥寺駅まで、歩行も自転車もこの道を使わず、一本東か西の道を使っています。それだけ朝の宮本小路は危険度が高い道です。子ども施設であれば、安全基準を高めることは必須です。

以上の趣旨より、今回の宮本小路に面しての保育園設置計画に関し、以下のとおり安全面から見直しを要望します。

記

- 1 本事業は、朝夕休日の交通錯綜の解決に困難をきわめる東町のコミュニティ課題のうち、解決することが最も困難と認識されている「宮本小路」に面し、「立地の適格性」に欠けています。前述しましたとおり、庁内外複数所管の御協力を得ながらも、抜本的な解決がいまだ見つからない道路です。このたびの子ども施設建設に当たり、設置者や利用者の努力義務だけでは、「宮本小路」を市内外から利用する人々、特に自転車利用の方々の安全を担保することはできません。朝夕の時間制限等の交通規制措置の確約ができないのであれば、他の安全な立地での子ども施設建設を、地域は強く要望します。
- 2 近隣住民はもとより、広く周辺地域の住民は、本事業実施者の、この地の交通事情への認識の欠落や、その上での行政による本事業実施者の決定手続の不透明さなどに、深く疑念を抱かざるを得ない状況にあります。

議会におかれましては、本事業の立地決定経過などを十分に調査され、御確認の上、施設利用者はもとより、通行する市民・隣接区民の安全が図れるよ

う、本事業の立地見直しに向け、慎重な審議を重ねられるよう強く要望します。